平成２６年（フ）第８９号
長野県安曇野市穂高1385番地１
破産者　新田　頼秀
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第４１号
愛知県春日井市稲口町３－５－19、従前の住所愛知県春日井市如意申町３丁目７番地20
破産者　片岡　照幸
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１９２号
愛知県犬山市字裏之門146番地
破産者　板津　昭宏
１　決定年月日　平成26年12月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２６年（フ）第８号
長崎県雲仙市吾妻町古城名157番地
破産者　村山製材所こと　村山　利裕
１　決定年月日　平成26年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第１９号
長崎県南島原市有家町石田2704番地１
破産者　末吉　光徳
１　決定年月日　平成26年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２６年（フ）第６９号
沖縄県宜野湾市字宇地泊746番地１　201号
破産者　横田　明美
１　決定年月日　平成26年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２６年（フ）第４９号
横浜市港北区新吉田東６丁目60番２－105号、前住所川崎市中原区新丸子東２丁目906番地菅原方
破産者　伊藤　　久
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第１１８号
川崎市麻生区王禅寺東６丁目１番12号
破産者　柚木崎ユリ（旧姓丸岡）
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２６年（フ）第２４８号
新潟市西区上新栄町２丁目11番15号
破産者　河野　龍也
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２４９号
新潟市中央区東堀通１番町501番地１　パークサイド白山203号
破産者　河野　　彰
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２５３号
新潟市中央区女池北１丁目５番１号
破産者　泉　　昌世
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２０９９号
名古屋市守山区川上町102番地
破産者　中部コンクリートこと　森　　政義
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第８５０号
神戸市灘区大石東町５丁目６番21号　Ｋ・Ｙマンション501号
破産者　高橋　大樹
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１８１号
兵庫県明石市大久保町高丘３丁目１番地の２37棟104号
破産者　藤木志代子（旧姓谷口）
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２５年（フ）第２７号
兵庫県豊岡市日高町観音寺667番地の２、前住所京都府福知山市字榎原110番地の122
破産者　出口　裕二
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第５９号
兵庫県豊岡市日高町山宮1138番地の５、前住所兵庫県豊岡市山本210番地の13
破産者　守高　良治
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２５年（フ）第３８２号
奈良県生駒市緑ヶ丘1425番地68
破産者　金川宏枝こと　朴　　宏枝
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第２４号
島根県出雲市灘分町1951番地
破産者　金築　俊輝
１　決定年月日　平成26年12月16日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
松江地方裁判所出雲支部